

【WHO“最新 IHR 改訂バージョン”を読み解く】



Working Group on Amendments to the International Health Regulations (2005) (WGIHR)

Proposed Bureau's text for Eighth WGIHR Meeting, 22–26 April 2024

17 April 2024

Additions to and deletions of the current IHR text appear in bold and strike-through respectively.

4月22日から26日に開催される第8回 IHR ワーキンググループ (WGIHR) のために準備された、国際保健規則 (IHR) の最新バージョンがこの4月17日に公開されました。

2023年2月に発表されて以来のことです。

ただし、これはまだ最終バージョンではなく、5月26日までの間に最終バージョンが出来上がるかどうかも定かではありません。

いわゆる「パンデミック条約」の場合と同じように、未完成のバージョンで決議に持ち込む、といったゴリ押しパターンになる可能性もあります。

いずれにせよ、WHO 自身のルールはもちろん、全ての外交上および国際法上の慣習とルールが無視され、正常な手順が取り払われた異常事態の中で、物事が推し進められています。

オランダ議会が4月の初めに、5月28日の WHO 総会の採決を延期することを働きかけることをオランダ政府に勧告し、もし採決が実行されることになった場合は、両方の法的文書をいずれも否決するように政府に言い渡しました。

これは、議会の多数によって可決されことです。

このように、少しでもまともな判断があれば、WHO をストップしなければならないことは、誰にでも分かりやすい。

では、今回公表されたバージョンは、どのようなものでしょうか？

結論から先に言うと、今回のバージョンは、表面的な化粧を施した、羊の毛皮を被ったオオカミ、という形容が当てはまると思います。

誰もが一番引っ掛かる部分、すなわち”non-binding”(法的強制力を持たない)、“full respect for the dignity, human rights and fundamental freedoms of persons”(人権と尊厳の尊重)といった2005年版から削除された箇所は元に戻されましたが、non-binding であるのは、定義上 WHO の一時的および常備勧告に関することであり(第一条 Definitions(用語の定義))、IHR の内容は以前に増して強固な WHO の統治体制を構築する設計図として描かれており、全文章内で、契約文章では「xxx を義務付ける」という意味を持つ「shall xxxx」という英語の表現が、**360回以上**使われています。

これは、これらの義務を怠った場合は、規則/契約違反として追及されることを意味しており、WHO が公衆衛生と保健に関する緩やかな勧告を行う国際組織であるというイメージは、完全に過去の遺物であり、強硬な統治機関に変貌していることが分かります。

中でも、一番中心となる条文は**第42条**であると考えられます。

そこでは、

「この規則に従ってとられる保健措置は、**遅滞なく開始され、完了され**、かつ、透明、衡平及び非差別的な方法で適用されるものとする。

締約国は、国内法に従い、それぞれの管轄区域において活動する非国家主体(訳注:国民、民間企業などのこと)に対して、この規則に従ってとられた**保健措置の遵守及び実施を達成することを目的として、すべての実行可能な措置をとることが義務付けられる。**」

Health measures taken pursuant to these Regulations shall be initiated and completed without delay, and applied in a transparent and non-discriminatory manner. States Parties shall take all practicable measures, in accordance with national laws, to engage with non-State actors operating in their respective jurisdictions with a view to achieving compliance with, and implementation of, health measures taken pursuant to these Regulations.

更に、その執行機関として**第4条**では、前のバージョンにあった National IHR Focal Point(各国の IHR 窓口)だけではなく、新たに National IHR Authority(各国に IHR および WHO の統制の執行権限を集中させた当局機関)を設立することが義務付けられています:

「各締約国は、自国の国内法及び状況に従って、国内 IHR 当局及び国内 IHR フォーカルポイント(訳注:窓口)として機能する 1 つ又は 2 つの組織並びに**本規則に基づく保健措置の実施について、それぞれの管轄区域内で責任を負う当局を指定、又は設置することが義務付けられる。**」

Each State Party shall designate or establish, in accordance with its national law and context, one or two entities to serve as National IHR Authority and a National IHR Focal Point, and as

well as the authorities responsible within its respective jurisdiction for the implementation of health measures under these Regulations.

自国の国内法と言うのは、この場合、IHR の実施に向けて整備されることが**第44条**で義務付けられます：
「締約国は、可能な限り、次のことについて協力し、かつ、互いに助け合うことを約束する：

(…)

(d) 本規則を実施するための法律案その他の法的及び行政的規定の策定。

(e) WHO が調整する機構を含む、保健製品（訳注：ワクチンなど）へのアクセスの円滑化。」

States Parties shall undertake to collaborate with, and assist each other, to the fullest extent possible, in:

(…)

(d) the formulation of proposed laws and other legal and administrative provisions for the implementation of these Regulations.; and

(e) the facilitation of access to health products, including through WHO-coordinated mechanisms.

では、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)の宣言に関しては、どうでしょうか？

これは、相変わらず WHO 事務総長が最終決定権を持っており、WHO の専門委員会が助言することになっていますが、独立した中立性を持つ委員会ではなく、WHO の職員なので、ここが中立的な助言をすることを期待するのは難しいと考えられます。

更に、**国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)であるパンデミック**以外に、Pandemic emergency(パンデミック緊急事態)というカテゴリーが設けられ、**潜在的にパンデミックになり得る状態**の場合に発令されます。

“Pandemic emergency” means a public health emergency of international concern that is infectious in nature and:

(i) is, or is likely to be, spreading to and within multiple States Parties across WHO Regions;

そして付録文書1では、各国家主体の「コア・キャパシティー」として、

「(c)公衆衛生上のリスクやその他の事象に備え、対応するために、現地レベルとの調整を行い、支援すること：

(i) サーベイランス

(iv) 統制措置の実施

(vi)誤情報や偽情報への対抗を含むリスクコミュニケーション」

という部分が入っています。

Coordinate with and support the local level in preparing for and responding to public health risks and other events, including in relation to:

- (i) surveillance;
- (iv) implementation of control measures;
- (v) access to health services and health products;
- (vi) risk communication, including countering misinformation and disinformation;

ワクチン義務化とワクチン証明、および移動の制限(ロックダウン)に関してはどうでしょうか？

この部分は、**第23条3項**で、前に比べて非常に曖昧かつトリッキーに書かれています：

「この規則に基づく診察、予防接種、予防措置又は保健措置は、第32条第2項に規定する場合を除くほか、法令及び締約国の国際的義務に従い、旅行者又はその父母若しくは保護者の事前の明示的なインフォームド・コンセントがなければ、旅行者に対して実施してはならない」

No medical examination, vaccination, prophylaxis or health measure under these Regulations shall be carried out on travellers without their prior express informed consent or that of their parents or guardians,

と一応書かれていますが、ちゃんと31条2項に例外事項が書かれています：

「締約国が本条第一項に基づき健康診断、予防接種その他の予防措置を求めることができる旅行者が、当該措置に同意せず、又は第23条第1項(a)にいう情報若しくは書類の提供を拒んだ場合には、当該締約国は、第32条、第42条及び第45条に従い、当該旅行者の入国を拒否することができる。

差し迫った公衆衛生上の危険の証拠がある場合には、締約国は、自国の国内法に従い、かつ、当該危険を管理するために必要な限度において、当該旅行者に対し、第23条第3項に従い、次のことを強制し、又は勧告することができる：

- (a) 公衆衛生の目的を達成するために、最も侵襲的でない診察；
- (b) **予防接種またはその他の予防措置。**
- (c) **隔離、検疫、または公衆衛生の監視下に置くことを含む、疾病の蔓延を防止または制御するための、確立された追加の保健措置。」**

If a traveller for whom a State Party may require a medical examination, vaccination or other prophylaxis under paragraph 1 of this Article fails to consent to any such measure, or refuses to provide the information or the documents referred to in paragraph 1(a) of Article 23, the State Party concerned may, subject to Articles 32, 42 and 45, deny entry to that traveller. If there is evidence of an imminent public health risk, the State Party may, in accordance with its national law and to the extent necessary to control such a risk, compel the traveller to undergo or advise the traveller, pursuant to paragraph 3 of Article 23, to undergo:

- (a) the least invasive and intrusive medical examination that would achieve the public health objective;
- (b) **vaccination or other prophylaxis; or**

(c) **additional established health measures that prevent or control the spread of disease, including**

isolation, quarantine or placing the traveller under public health observation.

これは、国際条約である国際人権法違反です。

むろん、ワクチンパスポートなどの「健康証明書」は、重要なツールになります。

第35条によると、

「この規則に基づく保健証明書は、他の国際協定に由来する文書の形式に関する締約国の義務に従い、非デジタル形式又はデジタル形式で発行することができる。」

Health documents under these Regulations may be issued in non-digital format or digital format,

subject to the obligations of any State Party regarding the format of such documents deriving from

other international agreements

ひとまず、デジタル形式を徹底するのは引っ込めたようですが、ワクチン証明には変わりありません。

付録書にもあるように、ワクチン証明については、詳細な指定があります。

ざっと、重要な部分をかいつまんでご報告しましたが、今回の IHR バージョンは、前回の草案よりも整理ができていて全体の構造が分かり易くなっている面と、危険な部分がより巧妙にかくされていると言えます。

しかし、WHO の目的とするところは一切変わっていない、ということが明らかになりました。